



2021年8月18日

各 位

インフラファンド発行者名
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
代表者名 執行役員 藤原 勝
(コード番号 9283)

管理会社名
アールジェイ・インベストメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 勝
問合せ先 財務管理部長 石田 達也
TEL: 03-5510-8886

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2021年8月18日開催の役員会において、規約一部変更及び役員選任に関し、下記のとおり2021年9月24日開催予定の第4回投資主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

(1) 議案の要領及び変更の理由

- (ア) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです（変更案第35条第1項）。
- (イ) その他、条文整備等のために、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

規約一部変更の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。

2. 役員選任について

提案理由は以下のとおりです。

- (1) 本投資法人の執行役員である藤原勝は、2021年9月30日をもって任期満了となりますので、改めて執行役員1名（藤原勝）の選任をお願いするものです。
- (2) 本投資法人の執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（菅野泰次郎）の選任をお願いするものです。
- (3) 本投資法人の監督役員である藤本幸弘及び加藤光生は、2021年9月30日をもって任期満了となりますので、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

役員選任の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。



日本再生可能エネルギー
インフラ投資法人

3. 投資主総会等の日程

2021年8月18日 投資主総会提出議案の承認にかかる役員会決議

2021年9月3日 投資主総会招集ご通知の発送（予定）

2021年9月24日 投資主総会の開催（予定）

添付資料：第4回投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.rjif.co.jp/>

以上

(証券コード 9283)

2021年9月3日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人
執行役員 藤原 勝

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。なお、書面による議決権の行使をされる場合、お手数ながら同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年9月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」旨を、また同条第2項において「前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月24日（金曜日）午前10時30分
（なお、受付開始時刻は午前10時00分を予定しています。）
2. 場 所 東京都港区西新橋1-6-15
NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）11階 AP虎ノ門
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
 - 第2号議案 執行役員1名選任の件
 - 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
 - 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ではございますが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるために、本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は行いませんので、あらかじめご承知おきください。なお、本投資法人の決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト（<http://www.rjif.co.jp/>）からご覧いただくことができます。
 - ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（<http://www.rjif.co.jp/>）に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- ◎ 本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、ご自身の健康状態、開催日当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- ◎ 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<来場される投資主様へのお願い>

- ◎ 当日の会場では、感染拡大防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、充分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ◎ ご来場の投資主様におかれましては、マスクをご着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

- ◎ 本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認のうえ、原則としてマスクを着用した状態で対応をさせていただきますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会を延期し、若しくは会場を変更し、又は上記の対応を変更させていただく場合もございます。その場合につきましては、本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせ等を本投資法人のウェブサイト (<http://www.rjif.co.jp/>) に掲載いたしますので、あわせてご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 2019年7月4日改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針を含みます。）の適用に伴い、資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです（変更案第35条第1項）。
- (2) その他、条文整備等のために、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>(1)～(6)（記載省略）</p> <p>(7) 有価証券（第29条第1項第2号、第3号④から⑬に定めるもの） <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、認可金融商品取引業協会等が公表する価格又はこれらに準じて臨時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算出された価額とする。また付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手する。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができる。</u></p>	<p>第35条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1)～(6)（現行どおり）</p> <p>(7) 有価証券（第29条第1項第2号、第3号④から⑬に定めるもの） <u>時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券は、時価をもって評価する。満期保有目的の債券に分類される場合は、取得原価をもって評価する。但し、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価する。その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価にて評価するものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(8)～(9) (記載省略)</p> <p>(10) デリバティブ取引に係る権利 (第29条第1項第3号⑮に定めるもの)</p> <p>① <u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>基準日における当該取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p> <p>② <u>金融商品取引所の相場がない非上場のデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> <u>市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、時価評価に当たっては、最善の見積り額を使用するものとするが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p>	<p>(8)～(9) (現行どおり)</p> <p>(10) デリバティブ取引に係る権利 (第29条第1項第3号⑮に定めるもの)</p> <p>① <u>デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、時価をもって評価する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③ 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針によりヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ等の特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップ等の特例処理を適用することができるものとする。なお、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</p> <p>(11)～(12) (記載省略)</p>	<p>② 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針によりヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ等の特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップ等の特例処理を適用することができるものとする。なお、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</p> <p>(11)～(12) (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員藤原 勝は、2021年9月30日をもって任期満了となりますので、改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、執行役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、就任する2021年10月1日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2021年8月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 本投資法人における地位及び担当
ふじ 原 勝 おはら まさる (1962年10月18日生)	1986年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社(現シティグループ証券株式会社) 債券部
	1994年9月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 外国債券部
	2005年6月 バークレイズ・キャピタル証券株式会社(現バークレイズ証券株式会社) 営業企画部
	2008年1月 バークレイズ・ウェルス・サービズ株式会社
	2010年4月 SMBC日興証券株式会社 SMBCバークレイズ部(出向)
	2016年6月 リニューアブル・ジャパン株式会社 社長室長
	2016年8月 アールジェイ・インベストメント株式会社 取締役(非常勤)
	2019年8月 同 専務取締役
	2019年10月 同 代表取締役社長(現任)
	2019年10月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 執行役員(現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているアールジェイ・インベストメント株式会社の代表取締役社長であります。その他、上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

- ・本投資法人は、執行役員及び監査役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により一定の範囲で填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、執行役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に引き続き含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2021年10月1日付で新たに補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、第2号議案が可決されることを条件として、現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2021年8月18日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況
菅野泰次郎 <small>かのの やすじろう</small> (1976年8月26日生)	2007年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト (現大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社) 投資運用部 2011年4月 同 資産運用部 マネージャー 2016年4月 同 投資企画部 マネージャー 2017年10月 アールジェイ・インベストメント株式会社 投資運用部 部長 2017年11月 同 投資運用部長 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約を締結しているアールジェイ・インベストメント株式会社の投資運用部長であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、執行役員及び監査役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により一定の範囲で填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員藤本幸弘及び加藤光生は、2021年9月30日をもって任期満了となりますので、改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、監督役員の任期は、現行規約第17条第2項の定めにより、就任する2021年10月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 本投資法人における地位
1	ふじもと ゆきひろ 藤本幸弘 (1961年10月20日生)	1989年4月 弁護士登録(東京弁護士会、2010年に第二東京弁護士会に登録換) 榊田江尻法律事務所(現西村あさひ法律事務所) 入所 1993年8月 シドリーオースティン法律事務所(シカゴ) 研修 1997年1月 あさひ法律事務所(現西村あさひ法律事務所) パートナー 2010年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 社外監査役(現任) 2013年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー(現任) 2014年11月 株式会社農業総合研究所 社外監査役(現任) 2016年8月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 監督役員(現任)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 本 投 資 法 人 に お け る 地 位
2	かとうみつお 加藤光生 (1968年9月9日生)	1993年3月 中央新光監査法人（旧みずす監査法人）入所 2005年9月 加藤公認会計士事務所 開設（現任） 2011年3月 MD表参道ホールディングス一般社団法人 監事（現任） 2011年3月 MD表参道特定目的会社 監査役（現任） 2012年11月 一般社団法人アイエム 監事 2012年11月 IDD1 特定目的会社 監査役 2013年8月 沖縄金武ビーチリゾート特定目的会社 監査役 2013年8月 沖縄金武リゾートレジデンス特定目的会社 監査役 2014年2月 一般社団法人エムエム 監事 2014年2月 MM21-46特定目的会社 監査役 2015年6月 一般社団法人IWK80 社員（現任） 2015年6月 一般社団法人SH43 社員（現任） 2016年8月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 監督役員（現任） 2019年7月 株式会社ジェイビー 代表取締役

- ・ 上記監督役員候補者兩名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。なお、上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の執行役員の職務の全般を監督しております。
- ・ 本投資法人は、執行役員及び監査役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により一定の範囲で填補することとしております。上記監督役員候補者兩名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、監督役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に引き続き含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場：東京都港区西新橋1-6-15

NS虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）11階 AP虎ノ門



交通手段のご案内：東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅（9番出口）徒歩約3分
都営地下鉄三田線「内幸町」駅（A4a出口）徒歩約3分

ご注意事項

- ・駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・前回の投資主総会と会場が変わっていますのでご注意ください。
- ・会場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にできる限り努めるために、本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は行いませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。